

公演契約書

公演者(以下「甲」という)と、合同会社ミニハレ 代表 沼田佳輝(以下「乙」という)は、甲が乙の作品を公演することに関し、以下の通り公演契約を締結する。

●第一条(公演の許諾)

乙は甲に対し、乙の著作物の公演を行うことを許諾する。

これは甲が乙へ契約解除の申し出を行わない限り、継続されるものとする。

また、契約は後述の専用フォームによって申告された作品に限定される。

公演とは、本作品をプレイするに当たり、人員を募集し、対価として金銭を受領するものを指す。

パッケージまたはWEBデータ版の本作品を購入し、定価以上の金銭の授受が発生しないかつ個人間での遊戯はこれに該当しない。

●第二条(契約プランの選択)

甲が公演契約書を乙へ提出する際、著作物ごとの公演ガイド(以下「公演ガイド」という)から契約プランを選択し、公演契約書へ明記する。

●第三条(契約の締結)

契約の締結は、甲が乙へ公演契約の申込を専用のフォームから提出し、乙が甲へそれを受諾した旨の返信を行った際に完了する。

●第四条(製品の取扱)

製品の取扱いは本契約を締結した甲のみが可能であり、複製、またはそれに準ずる行為は一切許可しない。

●第五条(公演の報告)

甲が本作品の公演を行った時、公演開催月末にとりまとめて、その月の公演回数を乙へ報告をする。

その際の報告は専用のフォームより行うこととする。これ以外の通知方法を使用する場合は、乙へ文書にてその旨を通知し、甲及び乙相互の同意を得れば可能とする。

甲からの公演実施報告を受け、乙は甲へ請求書の作成・送付を行う。

●第六条(公演料)

甲は乙に対し公演(以下「本件公演」という)について公演料を支払う。

公演料金は公演ガイド記載内容に準ずる。

この公演料は、月末締め、翌月20日までの精算とし、乙が別途指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払う。

●第七条(債務不履行)

甲又は乙が、本契約上の義務をその責めに帰する理由により怠った場合には、本契約を解除することができる。

また、甲が、乙へ提出した契約に反する公演を行った場合や、悪質な報告詐称が判明した場合、乙は甲へ損害賠償請求を行うことができる。この時の損害賠償額は、甲と乙の間で協議の上、決定する。

●第八条(契約の解除)

甲が本件公演の契約解除を求める場合、その旨を乙に申し出、乙が甲へそれを受諾した旨の返信を行った際に、契約の解除が完了する。

●第九条(契約の即時解除)

甲または乙が、次の各号のいずれかに該当した場合、相手方是何らの通知・催告を要せずに、本契約の解除を行うことができるものとする。

- 一 差押、仮差押、仮処分を受けたとき
- 二 破産、民事再生、会社更生等の申立をしたとき、または、されたとき

●第十条(著作権法の遵守等)

甲と乙は、著作権法に基づく権利を擁護し、本契約を遵守して誠実に契約上の義務を履行することを相互に確認する。

●第十一条(録音・録画及び写真撮影の禁止)

パッケージ及び冊子の表紙以外の、録音・録画及び写真撮影は一切不可とする。

●第十二条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、「公演ガイド」を参考に甲乙間で協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本契約に同意し契約の締結をする証として、以下の専用フォームより必要事項を入力する。

公演契約申込フォーム

<https://forms.gle/1QWfV2CXVU4TuHEJ6>

公演実施報告フォーム

製作中

※物販の希望は別途「物販希望書」の提出を必須とする。